

## 第5章 循環型社会の形成に向けたごみ処理事業の在り方

### 1 ごみ処理の基本方針

#### (1) 発生抑制と排出抑制の促進

市民や事業者が自主的にごみの発生や排出を抑制していくため、その意義と必要性についての理解を深めるために、ごみの発生抑制 (Reduce:リデュース)、再使用 (Reuse:リユース) 及び再生利用 (Recycle:リサイクル) (これらを総称して以下「3R」という。) について、普及啓発活動を行う。

その上で、市民や事業者の自主的な3Rを促進することにより、できる限りごみの発生及び排出抑制の促進を図っていく。

#### (2) 資源化事業の推進

市民や事業者の自主的な3Rの取組によるごみの発生・排出抑制を促進した上で、資源の循環的な利用を確保するために、本市は、焼却処理施設を同じくする小平市、東大和市と共同で資源化事業に取り組む方向で、平成15年度から平成17年度にかけて3市共同資源化等の可能性について検討を行い、平成18年度には「3市共同資源化等に関する調査報告書」の取りまとめを行った。

この結果を踏まえ、平成22年度に処理対象資源物をびん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池及び蛍光灯の6品目を前提とした「3市共同資源化事業の推進について」を取りまとめ、3市及び小平・村山・大和衛生組合の4団体の理事者に報告を行った。その後さらに検討を重ね、平成24年度には、処理対象資源物

を容器包装プラスチック及びペットボトルの2品目にする提案がなされ、3市市長及び組合管理者の4者間で確認を行った。

なお、3市共同資源化事業の推進については、地域住民の理解を得るため、説明会や住民を交えた基本構想策定のための協議会での協議等を重ね、推進していくこととしている。

### **(3) 環境への負荷の低減とごみの適正な処理**

循環型社会の形成には、物をごみとしないことが優先されるが、一旦ごみとして排出されたものは、適正に処理しなければならない。これらのごみを処理する過程において、多くのエネルギーが消費されることから、各処理段階において環境への負荷の低減に配慮しつつ、安全で安定したごみ処理の向上に努める。

また、在宅医療廃棄物、ガスボンベ、塗料等の適正な処理が困難なものについては、適正な処理を行うシステムを構築するよう、国、都、生産者等へ働きかけを行う。

### **(4) 市民、事業者との協働**

ごみの発生抑制、排出抑制、資源化及び適正処理を効率的に推進するためには、市民と事業者の理解と協力が必要であり、各主体による自主的な取組が不可欠になる。このような状況を作り出していくために、「循環型社会の形成」を共通の目標とし、各主体が相互に協力して活動を行えるよう、グリーン購入の推進制度やごみ減量優良事業所への表彰制度等、協働するための仕組みづくりを行っていく。

## 2 基本的な施策

### (1) 発生抑制と排出抑制の促進

#### ア 発生抑制と排出抑制に関する普及啓発・支援

市民が、商品の購入に際して、ごみの排出量の少ない商品（過剰包装されていないもの等）を購入したり、繰り返し使用できる商品等を選択できるよう、自らが排出抑制に取り組めるよう情報を発信していく。

また、生ごみの水切りの徹底や生ごみ処理機器の利用によるごみの減量、買い物をするときのマイバッグ使用によるレジ袋の削減、行事等で使用する紙コップに代わるマイカップの使用による容器の削減等、身近における取組について普及啓発に努める。

#### イ 自主的なごみ減量に対する支援

生ごみ処理機器の購入に対する補助制度や市民団体による集団回収に対する奨励金制度を充実することで、ごみに対する意識の向上につなげ、併せて自主的なごみ減量の取組を支援する。

#### ウ 事業者に対する要請（発生抑制）

再生利用（リサイクル）は物を一旦原材料に戻し利用することであり、再使用（リユース）は一度使用されたものをそのまま又はその部分を使用することであり、再生利用に比べ環境に負荷を与えることが少ないことから、事業者に対して、エコバッグ（マイバッグ）等の利用の推進、割り箸や紙皿等の配布をやめることによる再使用容器等の利用の促進等、再使用によるごみの発生抑制の要請を行っていく。

## **エ 事業系廃棄物の排出状況の把握**

事業系ごみは、市指定収集袋で排出するルートと、収集運搬許可業者による持込ルートの2種類がある。このうち持込ルートのごみの組成は把握しているが、指定収集袋での排出は、正確な組成の把握はできていないのが現状であり、事業系ごみ排出についての明確な分析は、難しい。

このことから、正確な事業系ごみの排出状況を把握するため、衛生組合での組成分析や、事業系ごみの個別計量等を実施し、排出状況を調査する。

## **オ 指定収集袋の排出の徹底**

家庭ごみの中に事業系ごみの混入が見受けられるため、事業系ごみの排出状況調査を実施し、指定収集袋での排出の徹底を図るとともに、1日平均10kg以上の事業系ごみを排出する事業者については、収集運搬許可業者との契約による排出への移行をさせる等、事業系ごみの有料化の徹底を図る。

## **カ 多量排出事業者への指導**

事業系ごみを多量に排出する事業所(事業用大規模建築物)におけるごみの減量化及び資源化を促進するため、事業用大規模建築物の所有者に対して「再利用の計画書」の作成を義務付け、ごみの排出抑制及び資源化の推進を図っている。

今後は、更なるごみの発生抑制及び排出抑制の推進のため、「ごみ減量計画書」について研究し、作成させることについて検討する。

## **キ 拡大生産者責任の要請**

製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階までについて生産者が

一定の責任を負う拡大生産者責任について、生産者の取組を市民に周知するとともに、拡大生産者責任の明確化について、国等に今後も働きかけを行う。

## ク 家庭ごみ有料化導入の検討

環境省は、平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」を改正し、家庭ごみの有料化に関する市町村に係る部分の方針を「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を図るべきである。」として、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を発刊した。

これに先駆け、多摩地域では、平成10年度に青梅市が家庭ごみの有料化を行ってから平成24年度末までに、19市1町で家庭ごみの有料化を行っており、ごみ減量及びリサイクル推進に一定の効果が表れている。

本市においても、ごみの有料化は、平成17年度に事業系ごみの手数料の改定を行った際、ごみ減量に一定の効果が表れており、先進実施団体の事例等では、家庭ごみの有料化を実施することで、①一般廃棄物の排出抑制や再利用の促進、②排出量に応じた負担の公平化、③住民の意識改革などのメリットが見込まれている。

本市の収集ごみ量原単位は、平成24年度実績で26市の中で24位にあり、今後も収集量の増加が見込まれている。また中間・最終処分場の負担金は、構成団体のごみ投入実績等により課されることとなっているため、廃棄物行政を行う上で厳しい状況にある。

このことから、平成30年度を目途に家庭ごみの有料化を実施するものとする。

家庭ごみの有料化の導入に際しては、現状把握及び課題の整理、住民意識の把握、有料化の目的の設定・期待する効果の検討、手数料の料金体系・徴収方法、手数料の使途・制度の評価、制度の見直し等を行い、住民の意見を聞き、その結果を有料化の制度に反映させるなど、有料化導入に関する問題を解決することが必要である。

## **(2) 資源化の推進**

### **ア ごみと資源の分別の徹底**

ごみと資源の分別の徹底を図るため、分かりやすい分別方法の情報提供や説明会を開催する。

廃棄物減量等推進員の協力を得て、市民や排出事業者等に対して、分別の重要性について普及啓発活動を行い、分別を徹底し資源化を推進する。

### **イ 資源回収奨励金交付制度の充実**

資源回収奨励金交付制度については、効率的な運用を図りながら今後も継続していくとともに、市民に対して、奨励金交付制度の内容や交付実績等を紹介し、資源回収の積極的な実施を働きかけていく。

### **ウ 資源化品目の拡大**

生ごみについては、平成21年10月から平成22年9月まで実施した生ごみ堆肥化モデル事業を検証した結果を活用し、今後も生ごみの資源化に向けた施策を実施していく。

不燃物、製品プラスチック等の資源化について、資源化ルート等の調査研究を行い資源化品目の拡大の調査検討を行う。

## **エ 再生品の利用の促進**

再生品の使用(グリーン購入)について市として積極的に取り組む。また、市民・事業者に対しても、環境への負荷の低減に資する原材料・製品の情報を提供するとともに、再生品の利用促進を働きかける。

## **(3) 環境への負荷の低減とごみの適正な処理**

### **ア 排出・収集運搬**

#### **(ア) 適正排出の指導**

ごみ収集現場での警告シールの貼付、職員によるパトロール及び廃棄物減量等推進員制度を充実させ、きめ細かな排出指導を行うとともに、集合住宅等については、管理会社等に対して排出指導を行い、管理の徹底を図る。

また、排出事業者や収集運搬許可業者に対して、適正な排出及び収集運搬について指導を行う。

#### **(イ) ごみの分別方式**

分別方式については、中間処理施設の整備・更新を視野に、衛生組合を同じくする小平市、東大和市と共同して分別方式の統一を図り、ごみ処理の効率化及びごみの資源化の推進を図るよう検討する。

#### **(ウ) ごみ収集車における環境への負荷の低減化**

ごみ収集車の適切な維持管理を委託会社に徹底するよう指導するとともに、

ごみ収集車の走行に伴う環境への負荷の低減を図るよう、低公害車の導入について協議する。

## イ 中間処理

### (ア) 3市共同資源物処理施設の整備(新設)

資源物の安定的な処理を図るため、小平市、東大和市及び本市並びに小平・村山・大和衛生組合の4団体で連携し、3市共同資源物処理施設(容器包装プラスチック・ペットボトル)を新たに整備していくこととする。

3市共同資源物処理施設は、次のとおり整備するものとする。

施設種類	容器包装リサイクル推進施設
施設の名称	(仮称)3市共同資源物処理施設
処理能力	24t/日(予定)
対象品目	容器包装プラスチック、ペットボトル
設置予定地	東大和市桜が丘2丁目122番地の2
整備年度	平成28年度～平成30年度
施設稼働	平成31年度

※上記の整備年度には、設計の期間を含む。



#### (イ) 不燃・粗大ごみ処理施設の整備(更新)

小平市、東大和市及び本市並びに小平・村山・大和衛生組合の4団体で連携し、老朽化した不燃・粗大ごみ処理施設を更新する。

新たな不燃・粗大ごみ処理施設は、次のとおり更新を進めるものとする。

施設種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設の名称	(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設
処理能力	38t/日(予定)
対象品目	不燃・粗大ごみ
設置予定地	小平市中島町2番2号
整備年度	平成29年度～平成31年度
施設稼働	平成32年度

※上記の整備年度には、設計の期間を含む。

#### (ウ) ごみ焼却施設の整備(更新)

新たなごみ焼却施設は、資源化推進などによるごみの減量を踏まえた、将来ごみ量に応じた適切な規模としつつ、発電等の熱利用の設備を設け、環境へ十分配慮した施設とする。

ごみ焼却施設の更新については、3市共同資源物処理施設の整備と、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、次のとおり更新を進めるものとする。

施設種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
施設の名称	(仮称)新ごみ焼却施設
処理能力	243t/日(予定)
設置予定地	小平市中島町2番1号
整備年度	平成32年度～平成36年度
施設稼働	平成37年度

※ごみ焼却熱を利用して発電する施設とする。

※処理能力については、可能な範囲で減量化を図り、243t/日を上限に、施設規模の縮小化に努めるものとする。

※上記の整備年度には、設計の期間を含む。

#### (エ) リサイクル施設

本市は、独自のリサイクル施設を持たないため、民間企業と協定を結び、資源物の処理を行っている。

また、現在の協定の終期は平成28年3月となっており、3市共同の資源化施設建設の進捗状況を見極めながら、将来の資源物の処理について検討を行う

必要がある。

## ウ 最終処分

東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化のためには、最終処分量の削減に努めなければならない。そのために、ごみの発生抑制施策のほか、中間処理段階における資源化の推進等、最終処分量の削減のための調査研究を行う。

なお、平成18年度から開始されたエコセメント化事業の円滑な運営のため、エコセメントの使用については、市の工事における使用量を更に増加できるよう関係部署と調整する。

## エ 不法投棄対策

現在、不法投棄防止看板の設置や定期的なパトロールで、不法投棄防止活動を行っているが、不法投棄件数は横ばいで推移している状況である。

この問題は、モラルに関わる問題であり、ごみの適正な処理の周知及び環境教育・学習を通して、市民意識の向上に努めるとともに、抑止効果の大きい施策について調査研究を行い、実効性ある施策の実施を検討する。

## (4) 市民・事業者との協働等

### ア 広報活動の充実

ごみ減量・リサイクル推進等、循環型社会形成に必要な情報等について整理し、わかりやすく提供していく。

市民に対して、ごみ減量・リサイクルに関する意識啓発及び情報提供のために、

1年に1回発行しているごみ情報誌「Let's Recycle むさしむらやま」の内容を、市民の意見や要望等を踏まえ更に充実していく。

また、ごみ処理事業の状況を「市報むさしむらやま」に定期的に掲載していくほか、ホームページに掲載する内容をより充実させ、積極的にごみ減量・リサイクル推進に関しての情報発信をしていく。

現在、学校・市内自治会等各種団体からの要望に応じて、ごみ減量・リサイクル推進のため「出前講座」を実施している。今後も内容をより充実させ、市民に周知するように努める。

#### **イ 廃棄物減量等推進員制度の充実**

廃棄物減量等推進員を通じて、地域住民のごみ処理事業に対する考え方を把握し、更に本市と地域住民の橋渡し役としての機能を充実させる。そのために、廃棄物減量等推進員にごみ処理に関する資料の提供を行い、市との意見交換の場を設けていく。

#### **ウ 環境学習プログラムの提供**

循環型社会形成の推進に向け、環境学習プログラムの提供はますます重要となる。これまで、小学校4年生を対象とした小冊子「みんなで考えるごみとわたしたち」を作製・配布し、授業に活用されてきた。また、市民等を対象としたごみ処理施設見学会を開催し、ごみ減量・資源化に関する理解を深めてきた。

今後は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に合わせた、環境学習プログラムの充実について研究し、特に、小・中学校の児童生徒を対象として、体験的学習の要素を取り入れた、環境学習プログラムについて検討する。

## **エ 市民・事業者・市の役割の確立と自主的取組の支援等**

市民・事業者は、ごみの排出者として、発生抑制・排出抑制の促進・適正な分別を行うことが求められる。しかし、排出者としての取組だけでは限界があり、生産者による拡大生産者責任の明確化が求められている。拡大生産者責任に基づき、製品等がごみとなった場合は、生産者が回収・再生及び処理を適正に行うことによって、循環型社会の形成が推進されることになる。

このことから、市は、拡大生産者責任の明確化について、生産者等による生産段階からの取組や自主回収、国等による法的整備やシステムづくりを、市長会等を通じて国及び生産者に要請する。

また、ごみの減量を効果的に行うには、市民や事業者が行う取組や活動を市が支援していくことが必要であり、市は、情報提供はもとより人材育成、助成、ネットワークづくりなどの支援をする事業を検討する。

## **オ 国・都その他自治体等との連携**

ごみ問題は、中間処理・最終処分等の関係で、広域的な取組が必要となる。小平・村山・大和衛生組合の組織市、東京たま広域資源循環組合組織市町及びその他の自治体と連携し、共同処理等の協力関係を強固にするとともに、広域的問題の解決を国・都と連携し、推進する。

## **カ 市での率先的な取組**

市は、市内における一般廃棄物に係る処理等の責務を有するとともに、一事業所として排出者の側面も有している。市民・事業者の模範となるよう、市内でのごみ減量・リサイクル推進の取組を積極的・組織的に行う。

### 3 計画管理

#### (1) 計画管理方法

計画管理については、以下の手順で行うこととする。

ア 前年度までの実施予定事業の実施状況を確認する。

イ 前年度の実績を取りまとめ、計画の数値目標値を計画管理シートに記述する。

ウ 実施予定事業の実施状況、数値目標値等のデータを確認し、対応方針を検討する。また、必要に応じて、次年度以降の新規施策の導入等を検討する。

エ 事業の実施状況及び数値目標値が、この計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合は、計画の見直し等を含めて検討する。

#### (2) 計画管理シート

区分 年度	排出物原単位 (g/人・日)	収集ごみ量原単位 (g/人・日)	持込ごみ量 (t/年)	リサイクル率 (%)	最終処分量 (t/年)
26					
27					
28					
29					

## 4 施策展開スケジュール

施策スケジュール		平成26年度～平成29年度
市民・事業者への情報提供・指導	積極的な広報	1 循環型社会形成に必要な情報を整理し提供する。 2 「リサイクル情報誌」の内容を市民の意見や要望等を踏まえ充実させる。 3 ホームページの内容を充実させ、積極的に情報発信をしていく。
	説明会の開催	4 状況の変化に応じ、随時説明会を実施する。
	排出時等の指導・説明	5 廃棄物減量等推進員制度を充実させる。 6 職員によるパトロール体制の充実を図る。 7 収集業者によるチェック、衛生組合搬入時の検査を強化する。 8 集合住宅等の管理会社を通じ、指導の徹底を図る。
環境学習プログラムの提供		9 小冊子「ごみと私たち」を作製し、授業に活用する。 10 施設見学会を実施する。 11 幼児から高齢者まで幅広い年齢層に合わせた、環境学習プログラムの充実及び小・中学生を対象として、体験的学習の要素を取り入れた環境学習プログラムについて検討する。
市民・事業者・行政との連携	市民・事業者・市の役割の確立	12 各主体が相互に協力し活動を行えるよう、協働の仕組みづくりを行う。
	市民・事業者の自主的取組の支援	13 人材育成、助成、ネットワークづくりなど積極的に支援する。
	事業者の排出・発生抑制の推進	14 レジ袋の削減、使い捨て道具の中止などごみ発生抑制の要請を行う。 15 「ごみ減量計画書」の作成について研究し、作成させることについて検討する。 16 拡大生産者責任の明確化を要請する。
	集団回収の促進	17 集団回収の積極実施を各種団体に呼び掛ける。
	国・都・他自治体との連携	18 積極的に連携する。
家庭ごみの有料化		19 家庭ごみの有料化について検討する。
事業者の排出者責任の明確化		20 廃棄物の排出実態を確認し、適正排出の徹底を図る。 21 エコバッグの利用の促進及び使い捨て道具から再利用道具への変更について要請する。 22 ごみ減量・分別の指導を推進する。 23 指定収集袋での排出について指導し、事業系ごみの有料化の徹底を図る。

環境負荷の低減・効率的な収集運搬業務の推進	収集方法の見直し	24 資源物の3市共同処理施設の進捗状況に合わせ、ごみ減量・分別の徹底等に効果のある収集方法を検討する。
	環境負荷の低減	25 環境負荷の低減のため、ごみ収集車両の低公害車への買換えについて協議する。
中間処理施設の維持・向上等	リサイクル施設の維持	26 リサイクルセンターの維持管理の徹底について、引き続き指導を継続する。
	リサイクル推進のため中間処理システムの整備	27 資源物の安定的な処理を図るため、小平市、東大和市及び本市並びに小平・村山・大和衛生組合の4団体で連携し、3市共同資源物処理施設(容器包装プラスチック・ペットボトル)を新たに整備していくこととする。
	衛生組合における中間処理施設整備	28 現有処理施設の維持管理を適切に行うとともに、小平市、東大和市及び本市並びに小平・村山・大和衛生組合の4団体で連携し、老朽化した不燃・粗大ごみ処理施設を更新する。 29 ごみ焼却施設は、環境へ十分配慮した施設とし、更新については、3市共同資源物処理施設の整備と、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業と連携し、今後の方向を取りまとめた提案図書の作成に着手することとする。
最終処分場の負担軽減	最終処分量の削減	30 最終処分量の削減のため、中間処理段階での資源化推進の調査研究を行う。
	最終処分場の延命化	31 循環組合のエコセメント化事業の円滑な運営のため、エコセメントの使用については、市の工事等で、更に使用するよう関係部署と調整する。
品目別の施策	生ごみ	32 平成21・22年度に実施した生ごみ堆肥化モデル事業の検証結果に基づき、生ごみの資源化に向けた施策を実施する。 33 生ごみの水切り用具の配布を行い、生ごみの減量施策を継続する。
	不燃物	34 不燃物の資源化に向け、資源化ルートを調査・研究し、資源化品目の拡大の検討を行う。
	新たな資源化品目の検討	35 更なるリサイクル推進を目指し、新たな資源化品目を検討する。
一事業所としての市の取組		36 再生品の使用(グリーン購入)を市として積極的に取り組む。 37 一事業所として、市民・事業者の模範となるよう、庁内でのごみ減量・リサイクル推進の取組を組織的に行う。



## 5 計画の施策展開による、ごみ量の見込み

発生抑制と排出抑制、資源化の推進等の施策を進めることにより、本市のごみ量等は表5-1のとおり推移すると見込む。

表 5-1 ごみ排出量等の見込み

(単位：t)

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29
収集 ごみ (t)	可燃	12,713	12,460	12,208	11,955	11,703	11,450
	不燃	1,148	1,125	1,102	1,080	1,057	1,034
	不燃性資源	1,888	1,905	1,922	1,939	1,956	1,972
	可燃性資源	2,783	2,808	2,833	2,858	2,883	2,908
	粗大	333	326	320	313	307	300
	有害	29	28	28	27	27	26
	計	18,894	18,653	18,412	18,172	17,931	17,690
持込 ごみ (t)	可燃	6	6	6	6	6	6
	事業系ごみ	2,320	2,242	2,165	2,087	2,010	1,932
	不燃	15	15	15	15	15	15
	粗大	47	47	47	47	47	47
	計	2,388	2,310	2,233	2,155	2,078	2,000
集団回収	662	674	680	688	693	699	
総排出量	21,944	21,638	21,325	21,015	20,701	20,389	
総資源化量①(エコセメントを除く)	5,651	5,703	5,756	5,808	5,861	5,913	
総資源化量②(エコセメントを含む)	7,672	7,728	7,784	7,840	7,896	7,952	
リサイクル率①(エコセメントを除く)	25.8	26.4	27.0	27.6	28.3	29.0	
リサイクル率②(エコセメントを含む)	35.0	35.7	36.5	37.3	38.1	39.0	
人口	71,975	73,300	73,900	74,600	75,300	76,000	
※排出物原単位	835.3	808.7	790.6	771.8	753.2	735.0	
※収集ごみ量原単位	719.2	704.4	689.5	674.7	659.8	645.0	
最終処分量①(循環組合への搬入量)	2,035	1,968	1,901	1,834	1,767	1,700	
最終処分量②(循環組合への不燃ごみ埋立て量)	14	14	15	15	16	16.3	

※排出物原単位と収集ごみ量原単位の単位は、g/人・日である。

※平成24年度の数値は、実績値である。

図 5-1 排出物原単位の推移の見込み

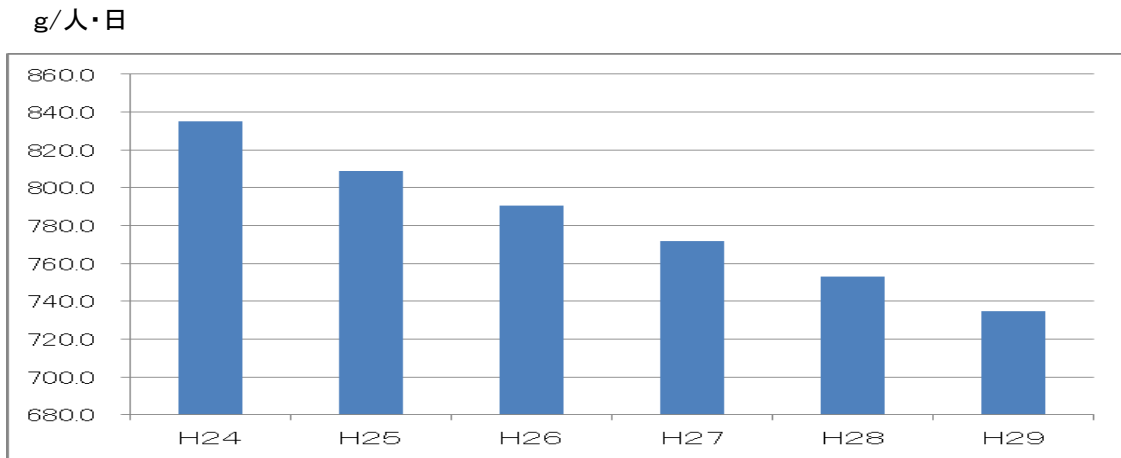


図 5-2 収集ごみ量原単位の推移の見込み

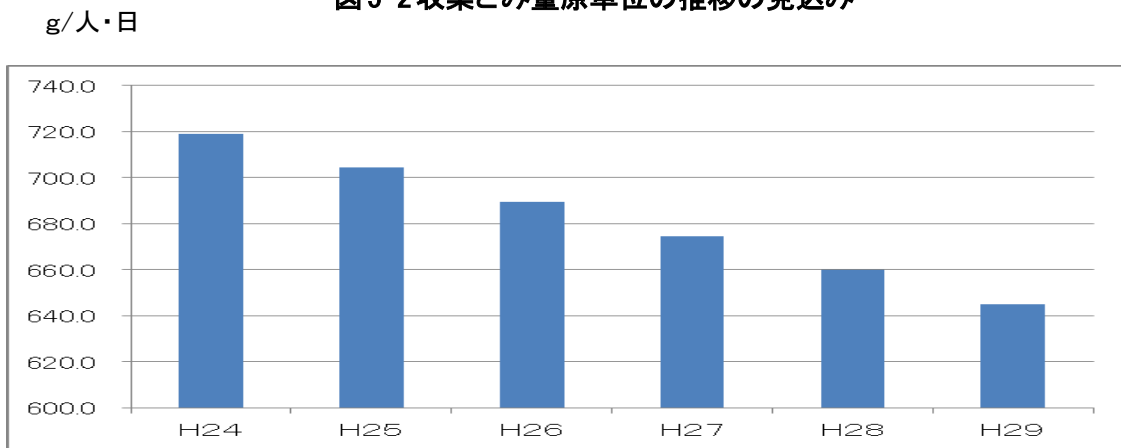


図 5-3 持込ごみ量の推移の見込み

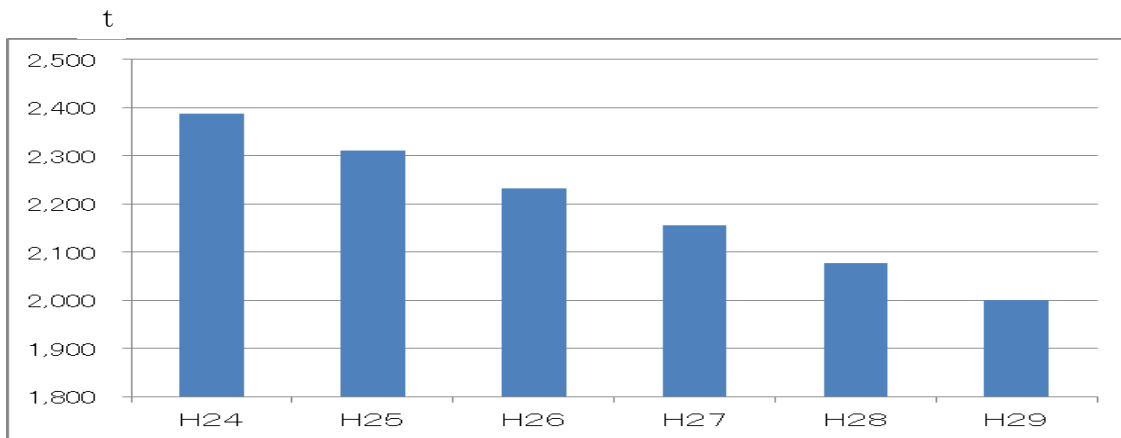


図 5-4 リサイクル率①の推移の見込み

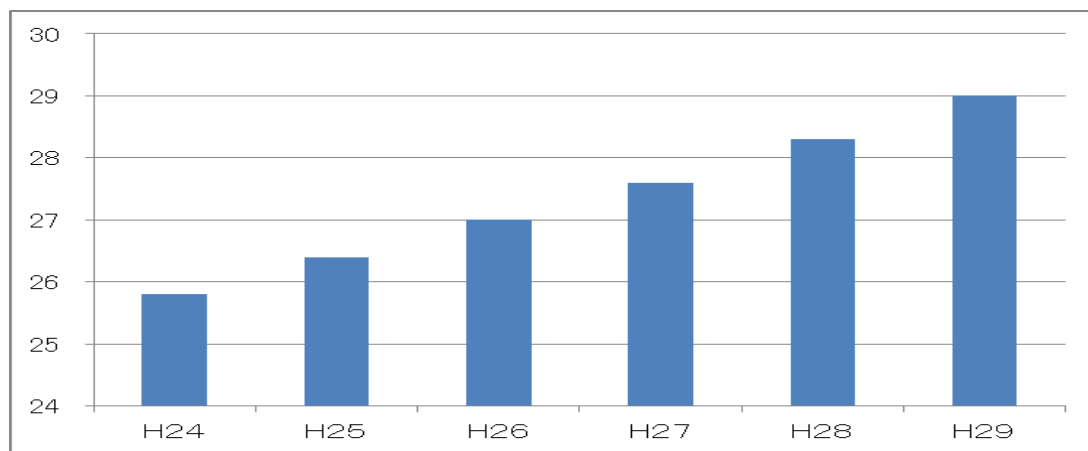


図 5-5 リサイクル率②の推移の見込み

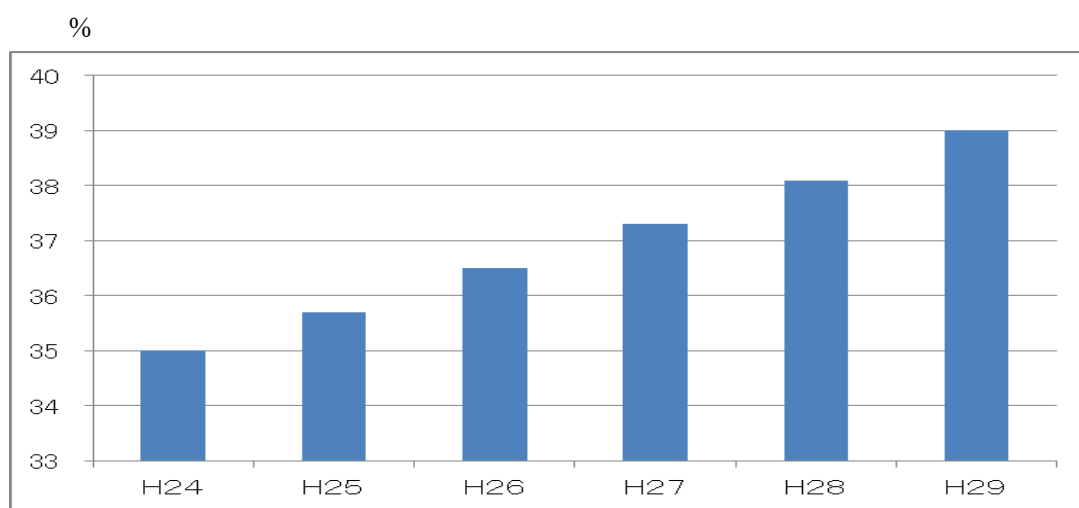


図 5-6 最終処分量①の推移の見込み

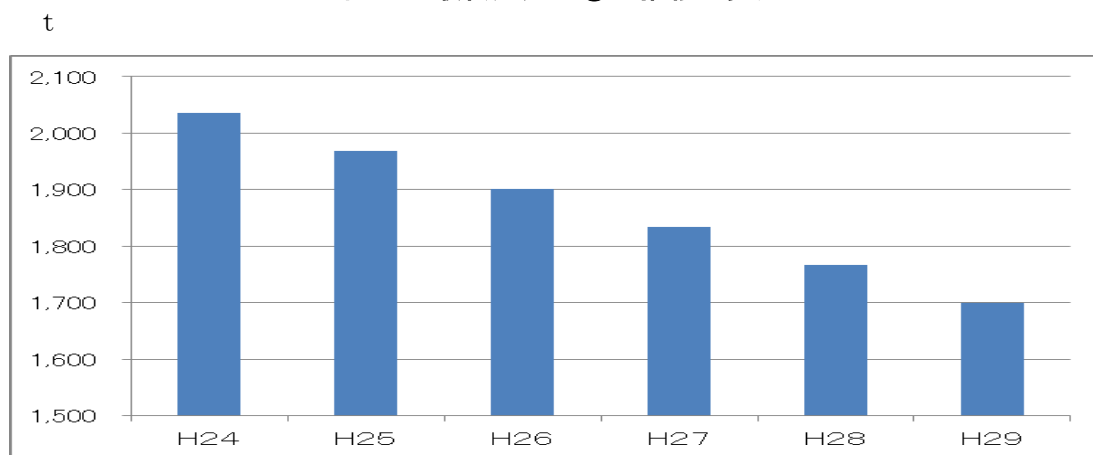


図 5-7 最終処分量②の推移の見込み

